

定 例 会 議 会 議 録

開 催 日 時	令和6年6月12日（水）午前10時00分 ～ 午後0時30分	
開 催 場 所	特別会議室、公安委員会室	
区 分	『 全 体 会 議 』 議 題 ・ 要 旨	主 管 部
【 報 告 事 項 】	1 第392回県議会（6月定例会）の開催日程等について 第392回県議会（6月定例会）の会期は、6月13日（木）から7月1日（月）までの19日間が見込まれている。警察関係の議案等については、予算議案、予算外議案共になしである。 専決処分の報告は、交通事故以外の和解及び損害賠償の額の決定4件・434,173円と、交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定6件・3,316,617円が報告される。事案の詳細は、交通事故以外の案件については、鑑識作業中に液体の試薬を壁紙に接触させ損傷させた事案などであり、交通事故については、安全確認が不十分であったために駐車車両に接触させた事故などである。	総 務 部
	2 ワークライフバランス等の推進状況について（女性活躍推進法に基づく公表について） 本件は、女性活躍推進法に基づき、平成28年から特定事業主行動計画として「宮城県警察におけるワークライフバランス等の推進のための行動計画」を定めており、職員のワークライフバランスの確立や女性が活躍するための職場環境の整備等を推進するとともに、その取組状況を毎年公表しているものである。 主な取組としては、 (1) 出産前や育児中の女性職員、配偶者が妊娠した男性職員やその上司などターゲットを絞った重点指向型の研修会を開催 (2) ロールモデルとなる女性職員のワークスタイルを紹介した事例集の発行 (3) 「キャリアステップ・サポートチーム」による、女性の意見を組織運営に反映させる取組などを実施した。 数値目標については、行動計画において、 (1) 全警察官に占める女性警察官の割合を令和8年4月1日までに12%程度（昨年度11.2%） (2) 男性職員の育児休業取得率を各年50%（昨年18.1%） (3) 出産補助休暇取得率（昨年96.0%）、育児参加休暇取得率（昨年85.9%）を各年100% (4) 職員の年次有給休暇の平均取得日数を年間14日以上（昨年13.3日） などの数値目標を掲げており、最新の実績はいずれも一定の進捗が見られる一方、男性の育児休業に関しては特に今後の課題となっており、本年7月から、育児休業の取得促進と当直体制の維持を目的として本部勤務員による警察署当直支援制度を試行実施する予定である。これは警察署の男性職員が育児休業を取得している期間、その当直勤務の代替要員として本部各部局から職員を派遣して警察署の当直を支援する、というものである。これらの取組により、来年度はさらに良い報告ができるよう、目標数値の達成に向けて引き続き取り組んでまいりたい。	警 務 部
委 員：女性の社会進出については、日本は諸外国と比べると著しく遅れており、まだまだ女性で管理職に		

就く方が少ないと感じている。特に警察組織は元々女性の割合が少ないので、管理職になれる方も少ないのは仕方ないことだとは思いますが、女性職員が12%という数値目標があるのであれば、その割合に応じて女性幹部の方を増やしていただけたらと思う。

委員：目標も高く、現時点での数値も高い為、民間と比べても非常にいい傾向と思われる。ただし、育児休暇を1日取得したことにより取得率が上がったとする見方ではなく、本当に効果的な運用になっているのかを検証しながら取り組んでいただけたらと思う。

警務部長：ある程度の期間を取得しているという認識ではあるが、今後もさらに取得しやすい環境の構築に取り組んでいく。男性が育児休暇を取得するのは、単に配偶者のサポートをするためではなく、男性も育児に参加するんだという考えのもと、幹部が古い感覚に陥らないように注意喚起を図ってまいりたい。

3 健康管理担当者研修会の開催について（惨事ストレス対策教養の実施）

警 務 部

本研修会は、毎年開催されているものであるが、各所属の責任者が災害等の発災前や発災時に必要となる心身の健康・安全管理上の対処等に係る知見を深めることを目的に、警察本部の管理官、警察署の副署長等を対象とし、令和6年6月11日に実施されたものである。講師には、警視庁から臨床心理士と公認心理師の資格を有する技術職員を招致し、各地で発生した震災においてサポートをした経験や警察庁作成の災害時健康管理マニュアル等の作成など、様々な経験を踏まえてお話をいただいたところである。

基本的には、災害の事案対処後、約1か月を経過した時点で県警の端末からストレスチェックを実施し、希望者や兆候がある者に対して面接が実施される。本年発生した能登半島地震に派遣され、1か月経過した本県職員に対しても行っており、そのうち高ストレスが判明した職員に対しては、保健師、部外カウンセラーの面接を行い、問題となる兆候は見られなかった。

その他警察庁の取組として、事案発生都道府県警察等の要請に基づいて「警察庁惨事ストレスケアチーム」を派遣するなど、高ストレス者等に対する教養、面接指導の実施等により惨事ストレス対策を支援する制度を確立している。

委員：事案の内容によっては、1か月経過する前に早めに対処した方が良い場合もあるので、適時適切なケアをお願いしたい。

警務部長：承知した。この他にも「ピアサポート制度」というものがあり、職員の相談に乗ったり、医師に引き継ぐなどケアが必要な職員の対応をしている。今後も職員個々の事情に合わせて、適切に対応できるよう取り組んでまいりたい。

4 自転車月間における自転車安全利用促進活動の実施について

交 通 部

本活動は、5月1日から31日までの1か月間、「基本的な交通ルール」の周知と遵守の徹底を図る交通安全教育・広報啓発の

	推進」「自転車利用者による交通違反に対する指導取締りの強化」の2点を推進事項として実施した。自転車月間は、平成29年5月1日に施行された自転車活用推進法に基づく全国的な活動である。 月間中の主な取組については、 (1) 自転車交通安全の日における県下一斉高校生自転車安全利用キャンペーンの実施 (2) 高校生と協同したヘルメット着用啓発動画の制作・放映 (3) 協力機関への要請文書発出（自転車通学の許可条件に乗車用ヘルメット着用を盛り込む内容を要請したもの） (4) 自転車シミュレーターを活用した参加・体験型交通安全教育の実施 などである。なお、発出した文書に対して学校からは、許可条件適用やヘルメット購入助成金の導入を検討する、保護者宛にヘルメット着用促進のメールを配信する、などの回答をいただいている。 月間中における自転車事故の発生状況は、人身事故が60件（前年比+23件）発生し、大河原町内で自転車乗車中の高齢者が亡くなる交通死亡事故が発生するなど、重大な交通事故が発生している。月間中の自転車乗用中死傷者61人のうち、ヘルメットを着用していた当事者は8人で、着用率は13.1%にとどまっている。自転車検挙・指導警告状況については、検挙件数は154件と前年と比較して大幅に増加し、指導警告件数も2,437件で増加している。 今後も、自転車が関係する交通事故の発生実態を踏まえ、交通安全教育や広報啓発、交通指導取締りなど総合的な対策を引続き推進してまいりたい。 委員：指導警告というのは、口頭だけではなく書面でも行っているのか。 交通部長：そのとおり、歩行者に危険が及びそうな場合や歩行者と並進して走っている運転者に指導警告する際に、その内容を記載した「指導警告票」を交付している。	
--	--	--

区 分	『 個 別 審 議 等 会 議 』	
【 決 裁 事 項 】	1 苦情の調査結果及び通知案について	総 務 課
	2 警察署協議会委員の候補者の推薦について（加美警察署協議会委員）	総 務 課
	3 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく重傷病給付金の裁定（案）について	警 務 課
	4 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく遺族給付金の裁定（案）について	警 務 課
	5 審査請求の裁決案について	監 察 課
	6 特例風俗営業者に対する認定取消しについて	生活安全企画課

【 報 告 事 項 】	7 飲酒運転根絶活動推進委員の新規委嘱の上申について	交 通 企 画 課
	8 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等	運 転 免 許 課
	1 令和5年度中の「漏えい等事案」の発生に伴う個人情報保護委員会報告について	総 務 課
	2 警察に対する苦情について(令和6年5月末現在)	広 報 相 談 課
	3 風俗環境浄化協会の事業報告等について	生 活 安 全 企 画 課
	4 高速道路における座席ベルト等の着用対策について	高 速 道 路 交 通 警 察 隊

保存期限
3年

供	委員長	庭野委員	星委員	及川委員	猪又委員
覧					

供	本部長	総務部長	参事官	補佐室長
覧				

定例会議会議録

書記 小野 哲弘

開催日時		令和6年6月12日（水）午前10時00分 ～ 午後0時30分				
開催場所		特別会議室、公安委員会室				
出席者	公安委員	○ 佐藤 勘三郎 委員長		○ 庭野 賀津子 委員	×	星 倫市 委員
		○ 及川 雄介 委員		○ 猪又 明美 委員		
席者	警察本部	警察本部長 総務部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長 組織犯罪対策局長 サイバーセキュリティ統括官 公安委員会補佐室長				
区分		『全体会議』議題・要旨				主管部
【報告事項】		1 第392回県議会（6月定例会）の開催日程等について 第392回県議会（6月定例会）の会期は、6月13日（木）から7月1日（月）までの19日間が見込まれている。警察関係の議案等については、予算議案、予算外議案共になしである。 専決処分の報告は、交通事故以外の和解及び損害賠償の額の決定4件・434,173円と、交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定6件・3,316,617円が報告される。事案の詳細は、交通事故以外の案件については、鑑識作業中に液体の試薬を壁紙に接触させ損傷させた事案などであり、交通事故については、安全確認が不十分であったために駐車車両に接触させた事故などである。				総務部
		2 ワークライフバランス等の推進状況について（女性活躍推進法に基づく公表について） 本件は、女性活躍推進法に基づき、平成28年から特定事業主行動計画として「宮城県警察におけるワークライフバランス等の推進のための行動計画」を定めており、職員のワークライフバランスの確立や女性が活躍するための職場環境の整備等を推進するとともに、その取組状況を毎年公表しているものである。 主な取組としては、 (1) 出産前や育児中の女性職員、配偶者が妊娠した男性職員やその上司などターゲットを絞った重点指向型の研修会を開催 (2) ロールモデルとなる女性職員のワークスタイルを紹介した事例集の発行 (3) 「キャリアステップ・サポートチーム」による、女性の意見を組織運営に反映させる取組 などを実施した。 数値目標については、行動計画において、 (1) 全警察官に占める女性警察官の割合を令和8年4月1日までに12%程度（昨年度11.2%）				警務部

- (2) 男性警察官の育児休業取得率を各年50%（昨年度18.1%）
- (3) 出産補助休暇取得率（昨年度96.0%）、育児参加休暇取得率（昨年度85.9%）を各年100%
- (4) 職員の年次有給休暇の平均取得日数を年間14日以上（昨年度13.3%）

などの数値目標を掲げており、最新の実績はいずれも一定の進捗が見られる一方、男性の育児休業に関しては特に今後の課題となっており、本年7月から、育児休業の取得促進と当直体制の維持を目的として本部勤務員による警察署当直支援制度を試行実施する予定である。これは警察署の男性職員が育児休業を取得している期間、その当直勤務の代替要員として本部各部局から職員を派遣して警察署の当直を支援する、というものである。これらの取組により、来年度はさらに良い報告ができるよう、目標数値の達成に向けて引き続き取り組んでまいりたい。

委員：女性の社会進出については、日本は諸外国と比べると著しく遅れており、まだまだ女性で管理職に就く方が少ないと感じている。特に警察組織は元々女性の割合が少ないので、管理職になれる方も少ないのは仕方ないことだとは思いますが、女性職員が12%という数値目標があるのであれば、その割合に応じて女性幹部の方を増やしていただけたらと思う。

委員：目標も高く、現時点での数値も高い為、民間と比べても非常にいい傾向と思われる。ただし、育児休暇を1日取得したことにより取得率が上がったとする見方ではなく、本当に効果的な運用になっているのかを検証しながら取り組んでいただけたらと思う。

警務部長：ある程度の期間を取得しているという認識ではあるが、今後もさらに取得しやすい環境の構築に取り組んでいく。男性が育児休暇を取得するのは、単に配偶者のサポートをするためではなく、男性も育児に参加するんだという考えのもと、幹部が古い感覚に陥らないように注意喚起を図ってまいりたい。

3 健康管理担当者研修会の開催について（惨事ストレス対策教養の実施）

警 務 部

本研修会は、毎年開催されているものであるが、各所属の責任者が災害等の発災前や発災時に必要となる心身の健康・安全管理上の対処等に係る知見を深めることを目的に、警察本部の管理官、警察署の副署長等を対象とし、令和6年6月11日に実施されたものである。講師には、警視庁から臨床心理士と公認心理師の資格を有する技術職員を招致し、各地で発生した震災においてサポートをした経験や警察庁作成の災害時健康管理マニュアル等の作成など、様々な経験を踏まえてお話をいただいたところである。

基本的には、災害の事案対処後、約1か月を経過した時点で県警の端末からストレスチェックを実施し、希望者や兆候がある者に対して面接が実施される。本年発生した能登半島地震に派遣され、1か月経過した本県職員~~142人~~に対しても行っており、そのうち高ストレスが判明した職員~~に対しては4人であったが、うち3人は~~保健師、部外カウンセラーの面接~~を行い、結果にお~~

~~い~~で問 題となる兆候は見られ~~なかつた~~ず、残る1人は今後実施
~~予定と なっている。~~

その他警察庁の取組として、事案発生都道府県警察等の要請に基づいて「警察庁惨事ストレスケアチーム」を派遣するなど、高ストレス者等に対する教養、面接指導の実施等により惨事ストレス対策を支援する制度を確立している。

委 員：事案の内容によっては、1か月経過する前に早めに対処した方が良い場合もあるので、適時適切なケアをお願いしたい。

警務部長：承知した。この他にも「ピアサポート制度」というものがあり、職員の相談に乗ったり、医師に引き継ぐなどケアが必要な職員の対応をしている。今後も職員個々の事情に合わせて、適切に対応できるよう取り組んでまいりたい。

交 通 部

4 自転車月間における自転車安全利用促進活動の実施について

本活動は、5月1日から31日までの1か月間、「基本的な交通ルール周知と遵守の徹底を図る交通安全教育・広報啓発の推進」「自転車利用者による交通違反に対する指導取締りの強化」の2点を推進事項として実施した。自転車月間は、平成29年5月1日に施行された自転車活用推進法に基づく全国的な活動である。

月間中の主な取組については、

- (1) 自転車交通安全の日における県下一斉高校生自転車安全利用キャンペーンの実施
- (2) 高校生と協同したヘルメット着用啓発動画の制作・放映
- (3) 協力機関への要請文書発出（自転車通学の許可条件に乗車用ヘルメット着用を盛り込む内容を要請したもの）
- (4) 自転車シミュレーターを活用した参加・体験型交通安全教育の実施

などである。なお、発出した文書に対して学校からは、許可条件適用やヘルメット購入助成金の導入を検討する、保護者宛にヘルメット着用促進のメールを配信する、などの回答をいただいている。

月間中における自転車事故の発生状況は、人身事故が60件（前年比+23件）発生し、大河原町内で自転車乗車中の高齢者が亡くなる交通死亡事故が発生するなど、重大な交通事故が発生している。月間中の自転車乗用中死傷者61人のうち、ヘルメットを着用していた当事者は8人で、着用率は13.1%にとどまっている。自転車検挙・指導警告状況については、検挙件数は154件と前年と比較して大幅に増加し、指導警告件数も2,437件で増加している。

今後も、自転車に関係する交通事故の発生実態を踏まえ、交通安全教育や広報啓発、交通指導取締りなど総合的な対策を引き続き推進してまいりたい。

委 員：指導警告というのは、口頭だけではなく書面でも行っているのか。

交通部長：そのとおり、歩行者に危険が及びそうな場合や歩行者と並進して走っている運転者に指導警告する際に、その内容を記載した「指導警告票」を交付している。

区 分	『 個 別 審 議 等 会 議 』	
【 決 裁 事 項 】	1 苦情の調査結果及び通知案について	総 務 課
	2 警察署協議会委員の候補者の推薦について（加美警察署協議会委員）	総 務 課
	3 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく重傷病給付金の裁定（案）について	警 務 課
	4 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく遺族給付金の裁定（案）について	警 務 課
	5 審査請求の裁決案について	監 察 課
	6 特例風俗営業者に対する認定取消しについて	生活安全企画課
	7 飲酒運転根絶活動推進委員の新規委嘱の上申について	交 通 企 画 課
	8 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等	運 転 免 許 課
【 報 告 事 項 】	1 令和５年度中の「漏えい等事案」の発生に伴う個人情報保護委員会報告について	総 務 課
	2 警察に対する苦情について（令和６年５月末現在）	広 報 相 談 課
	3 風俗環境浄化協会の事業報告等について	生活安全企画課
	4 高速道路における座席ベルト等の着用対策について	高速道路交通警察隊